

議案第 6 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の
制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次の
とおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、この条例を定めようとする。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(関市職員退職年金等支給条例の一部改正)

第1条 関市職員退職年金等支給条例（昭和27年関市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「懲役若しくは禁この刑」を「拘禁刑」に改め、同条第4号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第10条第2号及び第13条第3号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第19条第1項第2号及び第34条中「懲役若しくは禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

(関市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 関市職員の退職手当に関する条例（昭和31年関市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(関市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 関市職員の給与に関する条例（昭和33年関市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第22条の2第3号及び第4号並びに第22条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(関市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第4条 関市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年関市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第5条 関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年関市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改

正)

第6条 関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年関市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（関市個人情報保護法施行条例の一部改正）

第7条 関市個人情報保護法施行条例（令和5年関市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第4項及び第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用につ

いては、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（関市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の関市職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに関市職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（関市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の関市職員の給与に関する条例第22条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。